



Vol.083

消防だより

■問い合わせ先
上ノ国消防署
☎0139-55-2071

林野火災警報の発令と火の使用制限について

令和7年2月に発生した岩手県大船渡市の大規模林野火災を受けて、住民の皆様へ早期に注意喚起を行うことを目的として、火災予防条例の一部が改正されました。野外焼却の際は注意が必要です。上ノ国消防署まで連絡をお願いします。また、町内の野外における「火の使用制限」の詳細を町公式ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

詳細はこちら↓



林野火災警報等の発令と火の使用制限について

	林野火災注意報	林野火災警報
内容	発令対象区域で、屋外での火の使用の制限に従うよう努める	町内、屋外での火の使用を制限（義務）
発令指標	以下のいずれかを満たす場合 ①前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下 ②前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発表	左記の林野火災注意報の発令 ＋ 強風注意報発令
火の使用制限対象	以下の内容に、林野火災注意報発令時は従うように努め、林野火災警報発令時は従わなくてはなりません。 <input type="checkbox"/> 山林、原野などにおいて火入れをしないこと。 <input type="checkbox"/> 屋外において火遊びまたはたき火をしないこと。 <input type="checkbox"/> 残火（たばこの吸い殻を含む。）、取り灰または火の粉を始末すること。 など	
罰則	無し	30万円以下の罰金または拘留（消防法第44条第18号）

地域おこし協力隊だより

わたしのミッション

地域おこし協力隊 佐々木 悠輔

空き家を「町の資産」へ——実践型で挑む地域おこし

私のミッションは、町内に眠る空き家を一つでも多く「活用できる状態」にして、移住者を含めた活用希望者がそれらを活用できるようにすることです。

町内には「少しの修繕が必要」「所有者の決心がつかない」など、あと一步の理由で活用が止まっている物件が多く存在します。

そこでこの一年は、まずは私自身が実際に物件を修繕・活用する姿を見ていただくことで、町民の皆様が安心して「自分もやってみようかな」と思える機運の醸成に少しでも寄与できればと考えています。

単に家を直すだけでなく「空き家を活用した地域活性化モデルの企画・提案」も私の重要な任務です。改修した空き家をどのように使い、地域コミュニティとの繋がりを生み出していくのか、事業の企画づくりから実行まで挑戦します。ちなみに、現時点ではまだ企画段階ですが「関係人口創出に向けた体験型住宅」のようなものを考えています。

不動産や建築の経験がない私にとってハードルの高い挑戦ではありますが、頼もしい先輩方や協力して下さる町民の皆様のおかげで活動を進められています。

数年後には、私が空き家活用をサポートする立場として町に還元できることを目指し活動していきますので、町民の皆様には引き続きご指導とご協力のほどよろしくお願いいたします。



DIYの研修を受ける佐々木



6月1日は
電波の日



総務省北海道総合通信局では、電波の使い方や監視し、適正な電波環境の維持に努めています。

電波に関する困りごとやご相談は、お問い合わせください。

問い合わせ先 総務省北海道総合通信局 ☎011-737-0099

広報かみのくに
2026年5月号